

災害対策を理由とする国家緊急権の創設に反対する会長声明

近年、東日本大震災などを契機として、国家緊急権を具体化した緊急事態条項を創設すべきとする憲法改正論議が提起されている。

そもそも、「国家緊急権」とは戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存

立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限をいう。

すなわち、「国家緊急権」は一時的にせよ強度の行政への権力集中と基本的人権の制限を伴うものである。このような国家緊急権は、歴史的にみても、ワイマール憲法下のナチス独裁政権を生むなどの弊害が指摘されているところである。そのため、日本国憲法は、国民主権及び基本的人権の尊重に反し、立憲主義を破壊する「国家緊急権」について、その濫用の危険性に鑑み、大日本帝国憲法下で規定されていた規定をあえて置かなかったものである。

国家緊急権の創設を是とする立場からは、大規模自然災害への対応が主な理由として挙げられる。

しかし、既に日本では、大規模自然災害時の非常事態に対応すべく、法整備がなされている。

例えば、大規模災害が発生し国に重大な影響を及ぼすような場合には、内閣総理大臣は、災害緊急事態を布告し（災害対策基本法第105条）、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、及び債務支払の延期等を決定できる（同法第109条）。また、必要に応じて地方公共団体等に指示もできる（大規模地震対策特別措置法第13条1項）など、政府への権限集中を定めた規定が存在する。

さらに、都道府県知事の強制権（災害救助法第7条ないし第10条等）、市町村長の強制権（災害対策基本法第59条、第60条、第63条ないし第65条）など、個人の権利を一定の範囲で制限する規定も設けられている。

したがって、これらの既存の法律を活用することで自然災害時の非常事態に対応することも十分に可能である。

東日本大震災における政府の対応が不十分であったのは、既存の法制度の不備によるものではなく、災害対策に関する事前の備えを怠り、災害法制を十分に活用できなかったところに最大の原因がある。

また、仮に、現行法での対応が困難であるのであれば、相応の法整備と事前の準備を行うべきであって、これこそが立憲主義国家の本来のあり方である。

以上のとおり、国家緊急権は、そもそも現在の日本に不必要であるのみならず、回復しがたい重大な人権侵害を生じさせるおそれがあり、創設すべきではない。

よって、当会は災害対策を理由とする国家緊急権創設に強く反対する。

2016（平成28）年12月19日

愛媛弁護士会

会長 宮部高至

（公印省略）